

第三号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月十三日提出

大分県教育委員会教育長 工 藤 利 明

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

条例第十条第一項第二号の表の備考二の任命権者が定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第八条第一項の表の七の項中「子」の下に「（条例第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この表及び第十一条第二号において同じ。）」を加え、同表の二十一の項中「を含む」を「及び児童福祉法第六条の四第一号に規定する養育里親又は同条第三号に掲げる者である職員に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている児童（第七条第一項に規定する児童を除く。）を含む。以下この項において同じ」に改め、同表の二十三の項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「この項において」を削る。

第八条の二第一項中「であつて職員と同居しているもの」を「（第二号から第五号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第四項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間があ

る日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 条例第十一条の二第一項の指定期間（以下「指定期間」という。）として指定することを希望する期間は、一回につき二週間を下回らないものとする。

4 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第八条の二の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第八条の三 条例第十一条の三第一項の任命権者が定める期間は、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間がある場合には当該期間を除く。）とする。

2 条例第十一条の三第二項の任命権者が定める時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第二十五条第二項の育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とする。

3 介護時間の単位は、三十分とする。

第九条第三項中「大分県立津久見高等学校海洋科学校」を「大分県立海洋科学高等学校」に改める。

第九条の二中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）」を「育児休業条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

提案理由

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十一年大分県条例第二十四号）の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、子の看護休暇における子の範囲の拡大等を行いたいので提案する。

大学
分校
職員
の
休日
休暇
及び
勤務
時間
等
に
関
する
条
例
の
施
行
規
則
(昭 和 三 十 二 年
大 分 県 教 育 委 員 会 第 三 号)
新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行								
<p>第 一 条 第 六 条 (略)</p> <p>第 七 条 条 例 第 十 条 第 一 項 第 二 号 の 表 の 備 考 二 の 任 命 権 者 が 定 め る 者 は、<u>児 童 福 祉 法 (昭 和 二 十 二 年 法 律 第 百 六 十 四 号) 第 六 条 の 四 第 一 号 に 規 定 す る 養 育 里 親 で あ る 職 員 (児 童 の 親 そ の 他 の 同 法 第 二 十 七 条 第 四 項 に 規 定 す る 者 の 意 に 反 す る た め 、 同 項 の 規 定 に よ り 、 同 法 第 六 条 の 四 第 二 号 に 規 定 す る 養 子 縁 組 里 親 と し て 当 該 児 童 を 委 託 す る こ と が で き な い 職 員 に 限 る。) に 同 法 第 二 十 七 条 第 一 項 第 三 号 の 規 定 に よ り 委 託 さ れ て い る 当 該 児 童 と す る。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第 八 条 条 例 第 十 一 条 に よ る 特 に 承 認 を 与 え る 場 合 及 び そ の 期 間 は 次 の と お り と す る。</p> <table border="1" data-bbox="239 257 766 1086"> <tr> <td data-bbox="702 257 766 660">原 因</td> <td data-bbox="702 660 766 1086">特 に 承 認 を 与 え る 期 間 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 257 702 660"> <p>七 (一) 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 の 提 供 希 望 者 と し て 、 そ の 登 録 を 実 施 す る 者 に 対 し て 登 録 の 申 出 を 行 い 、 及 び 検 査 等 を 受 け 、 又 は 配 偶 者 、 父 母 、 子 (条 例 第 十 条 第 一 項 第 二 号 の 表 の 備 考 二 に お い て 子 に 含 ま れ る も の と さ れ る 者 を 含 む。) 以 下 の 表 及 び 第 十 一 条 第 二 号 に お い て 同 じ。) 及 び 兄 弟 姉 妹 以 外 の 者 に、 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 を 提 供 す る 場 合</p> </td> <td data-bbox="239 660 702 1086"> <p>一 の 年 に お い て 五 日 (中 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま で の 子 を 複 数 養 育 す る 場 合 に あ つ て は 十 日) を 超 え な い 範 囲 内 で そ の 都 度 必 要 と 認 め る 日 又 は 時 間</p> </td> </tr> </table>	原 因	特 に 承 認 を 与 え る 期 間 (略)	<p>七 (一) 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 の 提 供 希 望 者 と し て 、 そ の 登 録 を 実 施 す る 者 に 対 し て 登 録 の 申 出 を 行 い 、 及 び 検 査 等 を 受 け 、 又 は 配 偶 者 、 父 母 、 子 (条 例 第 十 条 第 一 項 第 二 号 の 表 の 備 考 二 に お い て 子 に 含 ま れ る も の と さ れ る 者 を 含 む。) 以 下 の 表 及 び 第 十 一 条 第 二 号 に お い て 同 じ。) 及 び 兄 弟 姉 妹 以 外 の 者 に、 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 を 提 供 す る 場 合</p>	<p>一 の 年 に お い て 五 日 (中 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま で の 子 を 複 数 養 育 す る 場 合 に あ つ て は 十 日) を 超 え な い 範 囲 内 で そ の 都 度 必 要 と 認 め る 日 又 は 時 間</p>	<p>第 一 条 第 六 条 (略)</p> <p>第 七 条 条 例 第 十 条 第 一 項 に お い て、 生 計 を 一 に す る 姻 族 の 場 合 は 血 族 に 準 ず る。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 八 条 条 例 第 十 一 条 に よ る 特 に 承 認 を 与 え る 場 合 及 び そ の 期 間 は 次 の と お り と す る。</p> <table border="1" data-bbox="239 1131 766 1960"> <tr> <td data-bbox="702 1131 766 1534">原 因</td> <td data-bbox="702 1534 766 1960">特 に 承 認 を 与 え る 期 間 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 1131 702 1534"> <p>七 (一) 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 の 提 供 希 望 者 と し て 、 そ の 登 録 を 実 施 す る 者 に 対 し て 登 録 の 申 出 を 行 い 、 及 び 検 査 等 を 受 け 、 又 は 配 偶 者 、 父 母 、 子 (条 例 第 十 条 第 一 項 第 二 号 の 表 の 備 考 二 に お い て 子 に 含 ま れ る も の と さ れ る 者 を 含 む。) 以 下 の 表 及 び 第 十 一 条 第 二 号 に お い て 同 じ。) 及 び 兄 弟 姉 妹 以 外 の 者 に、 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 を 提 供 す る 場 合</p> </td> <td data-bbox="239 1534 702 1960"> <p>一 の 年 に お い て 五 日 (中 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま で の 子 を 複 数 養 育 す る 場 合 に あ つ て は 十 日) を 超 え な い 範 囲 内 で そ の 都 度 必 要 と 認 め る 日 又 は 時 間</p> </td> </tr> </table>	原 因	特 に 承 認 を 与 え る 期 間 (略)	<p>七 (一) 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 の 提 供 希 望 者 と し て 、 そ の 登 録 を 実 施 す る 者 に 対 し て 登 録 の 申 出 を 行 い 、 及 び 検 査 等 を 受 け 、 又 は 配 偶 者 、 父 母 、 子 (条 例 第 十 条 第 一 項 第 二 号 の 表 の 備 考 二 に お い て 子 に 含 ま れ る も の と さ れ る 者 を 含 む。) 以 下 の 表 及 び 第 十 一 条 第 二 号 に お い て 同 じ。) 及 び 兄 弟 姉 妹 以 外 の 者 に、 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 を 提 供 す る 場 合</p>	<p>一 の 年 に お い て 五 日 (中 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま で の 子 を 複 数 養 育 す る 場 合 に あ つ て は 十 日) を 超 え な い 範 囲 内 で そ の 都 度 必 要 と 認 め る 日 又 は 時 間</p>
原 因	特 に 承 認 を 与 え る 期 間 (略)								
<p>七 (一) 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 の 提 供 希 望 者 と し て 、 そ の 登 録 を 実 施 す る 者 に 対 し て 登 録 の 申 出 を 行 い 、 及 び 検 査 等 を 受 け 、 又 は 配 偶 者 、 父 母 、 子 (条 例 第 十 条 第 一 項 第 二 号 の 表 の 備 考 二 に お い て 子 に 含 ま れ る も の と さ れ る 者 を 含 む。) 以 下 の 表 及 び 第 十 一 条 第 二 号 に お い て 同 じ。) 及 び 兄 弟 姉 妹 以 外 の 者 に、 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 を 提 供 す る 場 合</p>	<p>一 の 年 に お い て 五 日 (中 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま で の 子 を 複 数 養 育 す る 場 合 に あ つ て は 十 日) を 超 え な い 範 囲 内 で そ の 都 度 必 要 と 認 め る 日 又 は 時 間</p>								
原 因	特 に 承 認 を 与 え る 期 間 (略)								
<p>七 (一) 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 の 提 供 希 望 者 と し て 、 そ の 登 録 を 実 施 す る 者 に 対 し て 登 録 の 申 出 を 行 い 、 及 び 検 査 等 を 受 け 、 又 は 配 偶 者 、 父 母 、 子 (条 例 第 十 条 第 一 項 第 二 号 の 表 の 備 考 二 に お い て 子 に 含 ま れ る も の と さ れ る 者 を 含 む。) 以 下 の 表 及 び 第 十 一 条 第 二 号 に お い て 同 じ。) 及 び 兄 弟 姉 妹 以 外 の 者 に、 骨 髄 移 植 の た め の 骨 髄 若 し く は 末 梢 し ょ う 血 幹 細 胞 移 植 の た め の 末 梢 血 幹 細 胞 を 提 供 す る 場 合</p>	<p>一 の 年 に お い て 五 日 (中 学 校 就 学 の 始 期 に 達 す る ま で の 子 を 複 数 養 育 す る 場 合 に あ つ て は 十 日) を 超 え な い 範 囲 内 で そ の 都 度 必 要 と 認 め る 日 又 は 時 間</p>								

<p>第八條の二 (介護休暇) 条例第十一條の二第一項の任命権者が定める者は、次</p>	<p>二一 中学校就学(略)の始期に達するまでの子(配偶者の子及び児童福祉法第六條の四第一号に規定する養育里親又は同法第二十七條第一項第三号の規定により委託されている児童(第七條第一項に規定する児童を除く。)を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこととをいう。)その子の母子保健法第十二條若しくは第十三條に規定する健康診査、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一條に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための小学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>八(二十) (略) 二一 (略) 二二 (略) 二三 条例第十一條の二第一項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の介護その他の任命権者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>(略)</p>	<p>(略) 一の年において五日(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合にあつては十日)を超えない範囲内である日又は時間</p>
<p>第八條の二 (介護休暇) 条例第十一條の二第一項の任命権者が定める者は、次</p>	<p>二一 中学校就学(略)の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこととをいう。)その子の母子保健法第十二條若しくは第十三條に規定する健康診査、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一條に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための小学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>八(二十) (略) 二一 (略) 二二 (略) 二三 条例第十一條の二第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)の介護その他の任命権者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>(略)</p>	<p>(略) 一の年において五日(中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合にあつては十日)を超えない範囲内である日又は時間</p>

に掲げる者（第二号から第五号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 二 父母の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）
 三 配偶者の父母の配偶者
 四 配偶者の子
 五 配偶者の子
 六 配偶者の子
 七 配偶者の子
 八 配偶者の子
 九 配偶者の子
 十 配偶者の子
 十一 配偶者の子
 十二 配偶者の子
 十三 配偶者の子
 十四 配偶者の子
 十五 配偶者の子
 十六 配偶者の子
 十七 配偶者の子
 十八 配偶者の子
 十九 配偶者の子
 二十 配偶者の子
 二十一 配偶者の子
 二十二 配偶者の子
 二十三 配偶者の子
 二十四 配偶者の子
 二十五 配偶者の子
 二十六 配偶者の子
 二十七 配偶者の子
 二十八 配偶者の子
 二十九 配偶者の子
 三十 配偶者の子
 三十一 配偶者の子
 三十二 配偶者の子
 三十三 配偶者の子
 三十四 配偶者の子
 三十五 配偶者の子
 三十六 配偶者の子
 三十七 配偶者の子
 三十八 配偶者の子
 三十九 配偶者の子
 四十 配偶者の子
 四十一 配偶者の子
 四十二 配偶者の子
 四十三 配偶者の子
 四十四 配偶者の子
 四十五 配偶者の子
 四十六 配偶者の子
 四十七 配偶者の子
 四十八 配偶者の子
 四十九 配偶者の子
 五十 配偶者の子
 五十一 配偶者の子
 五十二 配偶者の子
 五十三 配偶者の子
 五十四 配偶者の子
 五十五 配偶者の子
 五十六 配偶者の子
 五十七 配偶者の子
 五十八 配偶者の子
 五十九 配偶者の子
 六十 配偶者の子
 六十一 配偶者の子
 六十二 配偶者の子
 六十三 配偶者の子
 六十四 配偶者の子
 六十五 配偶者の子
 六十六 配偶者の子
 六十七 配偶者の子
 六十八 配偶者の子
 六十九 配偶者の子
 七十 配偶者の子
 七十一 配偶者の子
 七十二 配偶者の子
 七十三 配偶者の子
 七十四 配偶者の子
 七十五 配偶者の子
 七十六 配偶者の子
 七十七 配偶者の子
 七十八 配偶者の子
 七十九 配偶者の子
 八十 配偶者の子
 八十一 配偶者の子
 八十二 配偶者の子
 八十三 配偶者の子
 八十四 配偶者の子
 八十五 配偶者の子
 八十六 配偶者の子
 八十七 配偶者の子
 八十八 配偶者の子
 八十九 配偶者の子
 九十 配偶者の子
 九十一 配偶者の子
 九十二 配偶者の子
 九十三 配偶者の子
 九十四 配偶者の子
 九十五 配偶者の子
 九十六 配偶者の子
 九十七 配偶者の子
 九十八 配偶者の子
 九十九 配偶者の子
 一百 配偶者の子

3 条例第十一條の二第一項の指定期間（以下「指定期間」といふ。）として指定することを希望する期間は、一回につき二週間を下回らないものとする。

4 指定期間の通算は、曆に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

5 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

6 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）
 第八條の三 条例第十一條の三第一項の任命権者が定める期間は、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間がある場合には当該期間を除く。）とする。

2 条例第十一條の三第二項の任命権者が定める期間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九條第一項の規定による部分休業又は職員の子供の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号。以下「育児休業条例」といふ。）第二十五條第二項の育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とする。

3 介護時間の単位は、三十分とする。

第九條（略）
 （略）

3 前項の規定にかかわらず、大分県立海洋科学高等学校の実習船に乗り込む職員の週休日及び勤務時間の割振りについて

に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 二 父母の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）
 三 配偶者の父母の配偶者
 四 配偶者の子
 五 配偶者の子
 六 配偶者の子
 七 配偶者の子
 八 配偶者の子
 九 配偶者の子
 十 配偶者の子
 十一 配偶者の子
 十二 配偶者の子
 十三 配偶者の子
 十四 配偶者の子
 十五 配偶者の子
 十六 配偶者の子
 十七 配偶者の子
 十八 配偶者の子
 十九 配偶者の子
 二十 配偶者の子
 二十一 配偶者の子
 二十二 配偶者の子
 二十三 配偶者の子
 二十四 配偶者の子
 二十五 配偶者の子
 二十六 配偶者の子
 二十七 配偶者の子
 二十八 配偶者の子
 二十九 配偶者の子
 三十 配偶者の子
 三十一 配偶者の子
 三十二 配偶者の子
 三十三 配偶者の子
 三十四 配偶者の子
 三十五 配偶者の子
 三十六 配偶者の子
 三十七 配偶者の子
 三十八 配偶者の子
 三十九 配偶者の子
 四十 配偶者の子
 四十一 配偶者の子
 四十二 配偶者の子
 四十三 配偶者の子
 四十四 配偶者の子
 四十五 配偶者の子
 四十六 配偶者の子
 四十七 配偶者の子
 四十八 配偶者の子
 四十九 配偶者の子
 五十 配偶者の子
 五十一 配偶者の子
 五十二 配偶者の子
 五十三 配偶者の子
 五十四 配偶者の子
 五十五 配偶者の子
 五十六 配偶者の子
 五十七 配偶者の子
 五十八 配偶者の子
 五十九 配偶者の子
 六十 配偶者の子
 六十一 配偶者の子
 六十二 配偶者の子
 六十三 配偶者の子
 六十四 配偶者の子
 六十五 配偶者の子
 六十六 配偶者の子
 六十七 配偶者の子
 六十八 配偶者の子
 六十九 配偶者の子
 七十 配偶者の子
 七十一 配偶者の子
 七十二 配偶者の子
 七十三 配偶者の子
 七十四 配偶者の子
 七十五 配偶者の子
 七十六 配偶者の子
 七十七 配偶者の子
 七十八 配偶者の子
 七十九 配偶者の子
 八十 配偶者の子
 八十一 配偶者の子
 八十二 配偶者の子
 八十三 配偶者の子
 八十四 配偶者の子
 八十五 配偶者の子
 八十六 配偶者の子
 八十七 配偶者の子
 八十八 配偶者の子
 八十九 配偶者の子
 九十 配偶者の子
 九十一 配偶者の子
 九十二 配偶者の子
 九十三 配偶者の子
 九十四 配偶者の子
 九十五 配偶者の子
 九十六 配偶者の子
 九十七 配偶者の子
 九十八 配偶者の子
 九十九 配偶者の子
 一百 配偶者の子

3 条例第十一條の二第一項の指定期間（以下「指定期間」といふ。）として指定することを希望する期間は、一回につき二週間を下回らないものとする。

4 指定期間の通算は、曆に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

5 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

6 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間の範囲内

（新設）
 第八條の三 条例第十一條の三第一項の任命権者が定める期間は、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間がある場合には当該期間を除く。）とする。

（新設）
 第九條（略）
 （略）

3 前項の規定にかかわらず、大分県立津久見高等学校海洋科学の実習船に乗り込む職員の週休日及び勤務時間の割振りについて

は、別に定める。

(育児休業条例第十二条の任命権者が定める日数及び時間)
第九条の二 育児休業条例

める日数は十二日とし、同条の任命権者が定める時間は十六時間とする。

第十条、第十一条の二 (略)

は、別に定める。

(育児休業条例第十二条の任命権者が定める日数及び時間)
第九条の二 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例
第四号。以下「育児休業条例」という。)第十二条の任命権者が定

める日数は十二日とし、同条の任命権者が定める時間は十六時間とする。

第十条、第十一条の二 (略)

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正の概要

教育人事課

1 改正の理由

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和 32 年大分県条例第 24 号）の一部改正により、平成 29 年 4 月 1 日から、介護休暇を 3 つの期間に分割して取得できるようになること、介護時間が創設されること及び忌引休暇の対象となる「子」の範囲が拡大されること等に伴い、関係規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 子の範囲の拡大関係

- ・条例の忌引休暇の対象となる「子」の範囲の拡大に伴い、当該「子」に「養子縁組里親に委託しようとしたが、親権者の同意が得られなかったため、養育里親に委託された者」を追加するもの（第 7 条）
- ・子の看護休暇等の対象となる「子」に、養育里親に委託されている子、養子縁組里親に委託されている子等を追加するもの（第 8 条の表）

(2) 介護休暇関係

- ・介護休暇に関する祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件を撤廃するもの（第 8 条の 2 第 1 項）
- ・介護休暇の指定期間として指定することを希望する期間について、1 回につき 2 週間を下回らないよう規定するもの（第 8 条の 2 第 3 項）
- ・介護休暇の指定期間の通算方法を規定するもの（第 8 条の 2 第 4 項）
- ・時間単位の介護休暇と、要介護者を異にする介護時間とを同一の日に取得する場合の時間について、合わせて 4 時間を超えないよう調整するもの（第 8 条の 2 第 6 項）

(3) 介護時間関係

- ・介護時間の取得可能期間を 3 年と規定するもの（ただし、同一の要介護者に係る介護休暇の指定期間との重複不可）（第 8 条の 3 第 1 項）
- ・介護時間の時間を、正規の勤務時間の始め又は終わりにおける 2 時間までとし、また、介護時間と部分休業又は育児時間を同日に取得する場合には、その合計時間を合わせて 2 時間までとするよう調整するもの（第 8 条の 3 第 2 項）
- ・介護時間の単位を 30 分と規定するもの（第 8 条の 3 第 3 項）

(4) その他

- ・海洋科学高等学校本校化に伴う校名の変更（第 9 条）

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日